

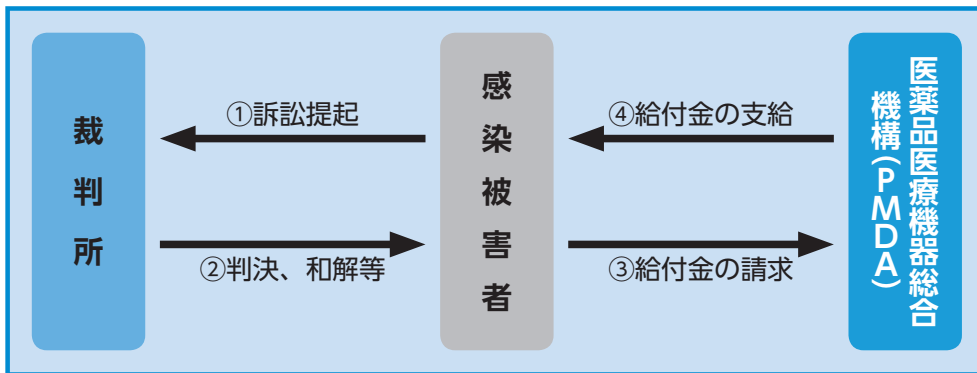
# 1994年頃までに、 出産や手術で大量出血等をされた方へ (C型肝炎救済特別措置法)

1994年頃までに出産や手術による大量出血などの際に、血液からつくられた医薬品（フィブリノゲン製剤・血液凝固第9因子製剤）が使用されたことによって、C型肝炎ウイルスに感染された方へのお知らせです。

このような場合、法律（※）に基づき、国を相手とする裁判を提起し、裁判のなかで、①血液からつくられた医薬品（フィブリノゲン製剤・血液凝固第9因子製剤）が使用されたこと、②その医薬品が使用されたことによってC型肝炎ウイルスに感染したこと、③慢性肝炎など症状を確認できれば、国と和解をしたうえで、給付金を受けることができます。なお、この給付金を受けるためには、**2018年1月15日までに国を相手とする裁判をしなくてはなりません。**

出産や手術での大量出血などの際に、血液からつくられた医薬品（フィブリノゲン製剤・血液凝固第9因子製剤）が使用された方、身に覚えのある方、もしやと思う方は、まずは肝炎ウ

イルス検査を受けましょう。  
※特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法



詳しくは、

厚生労働省 大量出血した方へ

検索

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000150855.html>

### <問い合わせ先>

◎厚生労働省フィブリノゲン製剤等に関する相談窓口  
フリーダイヤル 0120-509-002  
受付時間：9:30～18:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

### <裁判終了後の給付金の請求手続きの問い合わせ先>

◎独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)  
フリーダイヤル 0120-780-400  
受付時間：9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）  
（※フリーダイヤルは、携帯電話、公衆電話からもご利用いただけます）